

(別添 4)

業務委託仕様書

1 業務名

徳島県「こどもの居場所」機能強化支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）不登校のこどもへのキャリア支援業務

2 事業の目的

徳島県「こどもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、安全で安心な「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、支援が必要なこどもや家庭を早期把握し支援へつなぐ機能を強化する。

3 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

4 業務の内容

在籍校とフリースクール等民間団体が連携し、こどもが自分自身にあった進路実現を図れるよう、ニーズや個々の特性に応じたキャリア支援等を実施する等のモデル的な連携事例を支援する。

(1) 不登校のこどもの在籍校と民間団体の連携によるキャリア支援モデルを構築し、支援対象となるこどもとその保護者の合意のもと、在籍校と民間団体がこどもの意見・思いを共有し、支援に係る手法・プロセスについて検討の上共通認識を図り、協力・連携体制を構築すること。なお、モデル例として別紙を参考として提示する（必ずしもこれによる必要はない）。

(2) 在籍校と民間団体が連携し、随時情報共有を図りながら（1）により決定した支援を実施すること。

(3) 次の内容を含んだ事業実施報告書を作成し、PDFで提出すること。なお、提出された報告書は県ホームページに掲載するとともに、県教育委員会と連携し、関係団体に共有する。

①支援モデル及び（1）で検討した支援に係る手法・プロセス等の内容

②（2）の実施内容・実績及び支援を実施する上での工夫・課題

(4) 留意事項等

当該業務の実施にあたって、支援対象となるこども及び保護者からの費用は原則徴収しないこと。（見学・体験等に係る参加者負担は除く）

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のとおり県に提出すること。

(1) 事業実施報告書

4（3）のとおり。

(2) 収支決算書

(3) その他必要と認められるもの

(別添4)

6 経費等について

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。